

鈴鹿市地産地消推進ロゴマーク「すずか産」使用基準

(趣旨)

第1条 鈴鹿市の地産地消活動の推進に当たり、鈴鹿市地産地消推進ロゴマーク「すずか産」(以下「ロゴマーク」という。)の適正な使用を確保するため、使用基準を定めるものとする。

(ロゴマークの目的)

第2条 ロゴマークは、鈴鹿市の地産地消のシンボルとして広く使用することにより、鈴鹿市地産地消の取組を推進することを目的とする。

(ロゴマークの権利等)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は鈴鹿市に帰属する。

2 使用者は、ロゴマーク及びロゴマークを含む商標並びに模様について、商標登録及び意匠登録をしてはならない。

(ロゴマークの使用等)

第4条 ロゴマークは、次の各号に掲げる者が、鈴鹿市の地産地消活動を行う際に、使用できるものとする。

- (1) 鈴鹿市
- (2) 鈴鹿市教育委員会
- (3) 鈴鹿市農林水産物生産者団体
- (4) 鈴鹿市農林水産物生産者
- (5) 鈴鹿市農林水産物取扱事業者
- (6) その他、市長が適当と認める者

2 ロゴマークを使用する場合は、ロゴマーク使用届出書(第1号様式)をあらかじめ市長に提出するものとする。ただし、前項第1号及び第2号に掲げるものが使用する場合は、その限りでない。

3 市長は、前項の届出書の提出があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該届出書を受理するものとする。

- (1) 鈴鹿市及び鈴鹿市地産地消のイメージ及び価値を害する恐れがあるとき
- (2) 特定の政治、思想及び宗教活動の目的に使用される恐れがあるとき
- (3) 法令や公序良俗に反する恐れがあるとき
- (4) 鈴鹿市の地産地消活動の趣旨に反するとき
- (5) その他、市長がロゴマーク使用について不適當であると認めるとき

4 市長は、必要に応じ、使用者に対しロゴマークの使用状況について、ロゴマーク使用状況報告書(第2号様式)による報告を求めることができるものとする。

5 使用者がこの基準及び届出の使用内容に反して使用している場合には、市長はロゴマークの使用中止を求め、必要に応じ、使用物件の回収を求めることができる。

(図柄等)

第5条 ロゴマークのデザインは別記1のとおりとする。

- 2 使用者が、ロゴマークの形状、色彩、縦横比率の変更などデザインの改変をして使用することはできない。ただし、印刷物等のデザイン上、モノクロで使用しても差し支えない。
- 3 縮小して使用する場合において、ロゴマーク下部の文字列の認識が困難なときは、当該文字列を省略することができるものとする。

(事故、苦情等の処理)

第6条 使用者は、ロゴマークの使用に伴い事故、苦情等が発生した場合、自らの責任のもとに、誠意をもって適切な措置を講じなければならない。

- 2 前項に規定する事故等について、市長はその責を負わないものとする。

(その他)

第7条 市長は、ロゴマークの適正な使用に関し、この他必要な事項については別途定めることができる。

附 則

この基準は、令和4年2月14日から施行する。

別記1 鈴鹿市地産地消推進ロゴマーク「すずか産」

カラー表示



鈴鹿市地産地消推進
ロゴマーク

C=85 M=10 Y=100 K=10

M=35 Y=85

C=100 M=100

M=50 Y=100

C=85 M=50

C=50 M=70 Y=80 K=70

モノクロ表示



鈴鹿市地産地消推進
ロゴマーク

※カラー表示を白黒印刷する場合



鈴鹿市地産地消推進
ロゴマーク



鈴鹿市地産地消推進
ロゴマーク

第1号様式（第4条関係）

ロゴマーク使用届出書

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

郵便番号

住所

氏名

〔 法人にあつては、その事務所の所在地、
名称及び代表者の役職及び氏名 〕

電話番号

メールアドレス

鈴鹿市地産地消推進ロゴマーク「すずか産」使用基準第4条第2項の規定により、次のおり届け出ます。

使用目的	
使用方法	
使用開始時期	年 月
添付書類	(1) ロゴマークの使用内容がわかる書類 (2)

第2号様式（第4条関係）

ロゴマーク使用状況報告書

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

郵便番号

住所

氏名

〔 法人にあつては、その事務所の所在地、
名称及び代表者の役職及び氏名 〕

電話番号

メールアドレス

鈴鹿市地産地消推進ロゴマーク「すずか産」使用基準第4条第4項の規定により、
次のとおり報告します。

使 用 用 途	
使 用 概 要	

※必要に応じて使用内容のわかる資料を添付してください。